

第 14 給油取扱所

3 屋内の営業用給油取扱所の基準 [H1. 3. 15 元消導第 39 号の 2、H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]

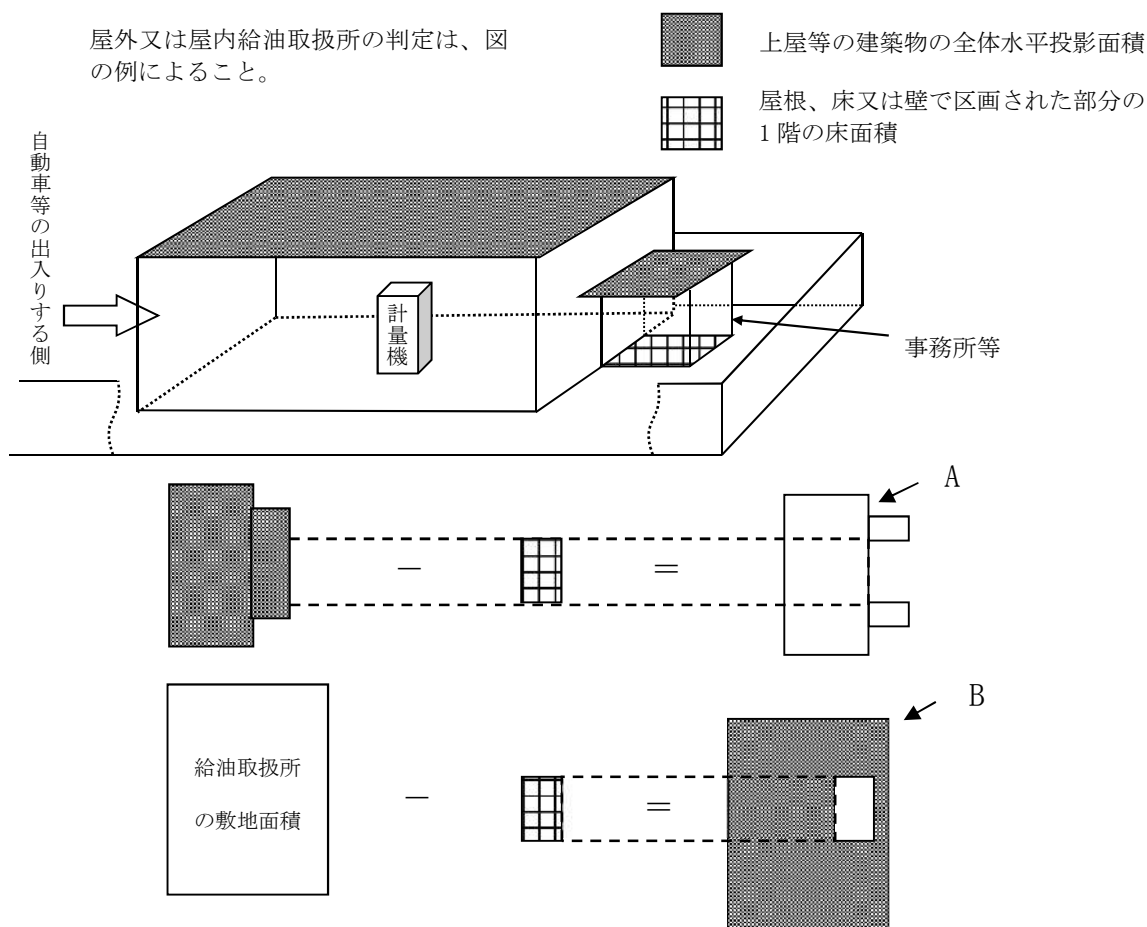
屋内給油取扱所の基準は、前記 1 及び 2 の基準の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 屋内給油取扱所の定義

屋内給油取扱所は、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 給油取扱所の全部が建築物内に設置されているもの *

イ 省令第 25 条の 6 に規定する算定方法により上屋等の面積規模が屋内給油取扱所に該当するもの。(第 14-23 図参照) *



$A > 1/3 \times B \rightarrow$ 屋内給油取扱所に該当する。($A \leq 1/3 \times B \rightarrow$ 屋外給油取扱所に該当する。)

なお、 $A > 1/3 \times B$ であっても、 $A \leq 2/3 \times B$ の範囲で、かつ、火災の予防上安全であると認められる場合は

屋外給油取扱所に該当する。[R3. 7. 29 3 消規第 128 号]

この場合、「給油取扱所の敷地面積」は、次により算定すること。

- 1 給油取扱所の隣地境界線に防火塀が設けられている場合は、防火塀の中心(建築物の壁が防火塀を兼ねる場合にあってはその中心線)と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分
- 2 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の中心線と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

第 14-23 図 上屋等の算定方法

(2) 整備室の排出設備

前記(1)・アに該当する屋内給油取扱所の整備室は、前記 2・(14)・ウの規定にかかわらず、全て排出設備を設けること。

(3) 省令第 25 条の 6 の算定方法

省令第 25 条の 6 の算定については、次によること。

ア 上屋等の屋根部分にルーバーが設けられる場合は、ルーバーの空間部分を含めて水平投影面積を算定すること。＊

イ 屋外階段、上屋を支えるはり、屋根下のテラス、ひさは建築物に該当するが、床面積として算定しない。

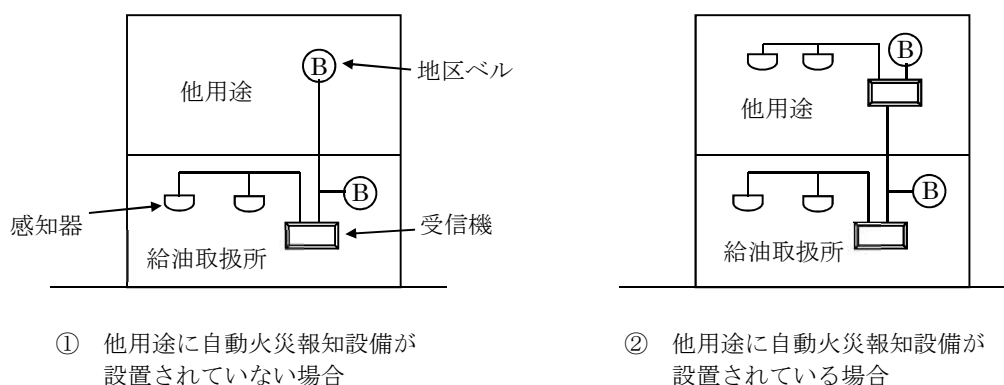
ウ 省令第 25 条の 4 第 1 項第 2 号から第 6 号までの床面積の算定は、壁(床や防火設備を設けた開口部を含む。)で区画された部分に限る。[H6.3.31 6 消導第 81 号の 2]

(4) 施行令別表第 1(6) 項の用途

施行令別表第 1(6) 項に掲げる用途のうち、事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものとする。[H1.3.15 元消導第 39 号の 2]

(5) 他用途に報知する設備

省令第 25 条の 7 の規定により自動火災報知設備を設置する場合、給油取扱所以外の部分には、給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器と連動して作動する地区ベル(地区音響装置)を備えること。この場合、給油取扱所の用に供する部分以外に設置されている受信機と接続することによって地区ベルを兼用しても差し支えないものとする。(第 14-24 図) [H1.3.15 元消導第 39 号の 2、H1.5.30 元消導第 79 号の 2]



第 14-24 図 他用途に報知する設備の例

第 14 給油取扱所

(6) 自動火災報知設備の基準

前記(5)及び省令第 38 条の規定により自動火災報知設備を設置する場合には、**別記 29「消火設備・警報設備の基準」**中の第 11「自動火災報知設備の基準」の例によるほか、次によること。

ア 受信機は、給油取扱所の用に供する部分の、営業中、常時従業員等がいる販売室等に設けること。＊

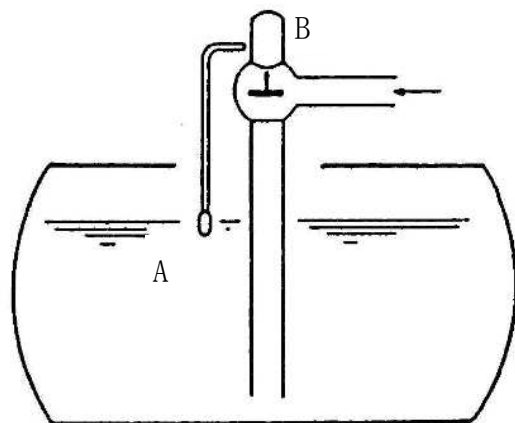
イ 感知器は、事務所等、壁で区画された部分のほか、省令第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の用途部分に設けること。[H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]

ウ 上屋等の建築物の天井裏の部分で、不燃区画が形成されており可燃物に該当するもの(危険物配管、電気配線等は除く。)がなく、出火又は出火したときの延焼の危険性が著しく小さいと考えられる場合には、感知器を設置しないことができるものとする。**(特例) ＊**

(7) 危険物過剰注入防止設備

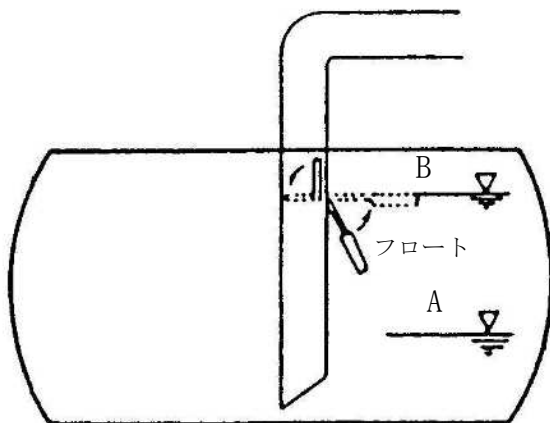
政令第 17 条第 2 項第 4 号に規定する「危険物過剰注入防止設備」は、第 14-25 図に示すいずれかの方式による構造等とすること。[H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]

① エアーセンサー方式



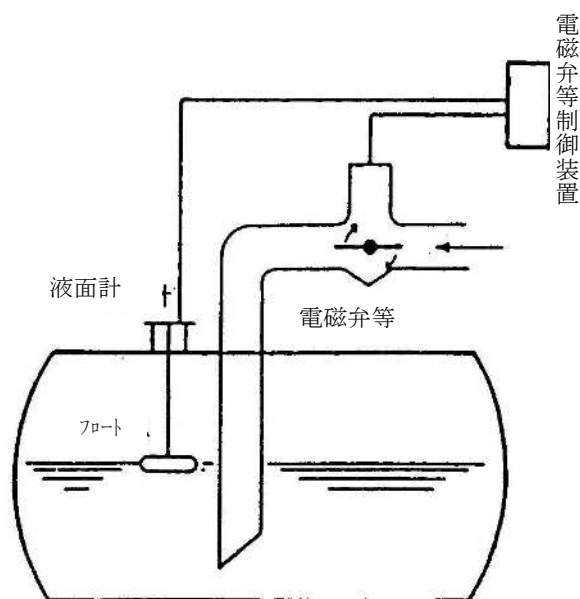
A 部で液位の上昇により圧力を B 部に伝え、弁を遮断して過剰注入を防止する。

② フロート式



タンク内の液位が A から B になったとき、フロートが上昇し、配管内の弁が作動して過剰注入を防止する。

③ 液面計連動型遮断方式



タンク内の液位を液面計により
 覚知し、注入口付近の電磁
 弁等を作動させて過剰注入を
 防止する。

第 14-25 図 過剰注入防止設備の構造例

(8) 関係者の住居等

省令第 25 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する「関係者の住居等」は、給油取扱所の範囲に含めるか、又は給油取扱所以外の部分とするかは、申請者の選択によることができる。[H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]

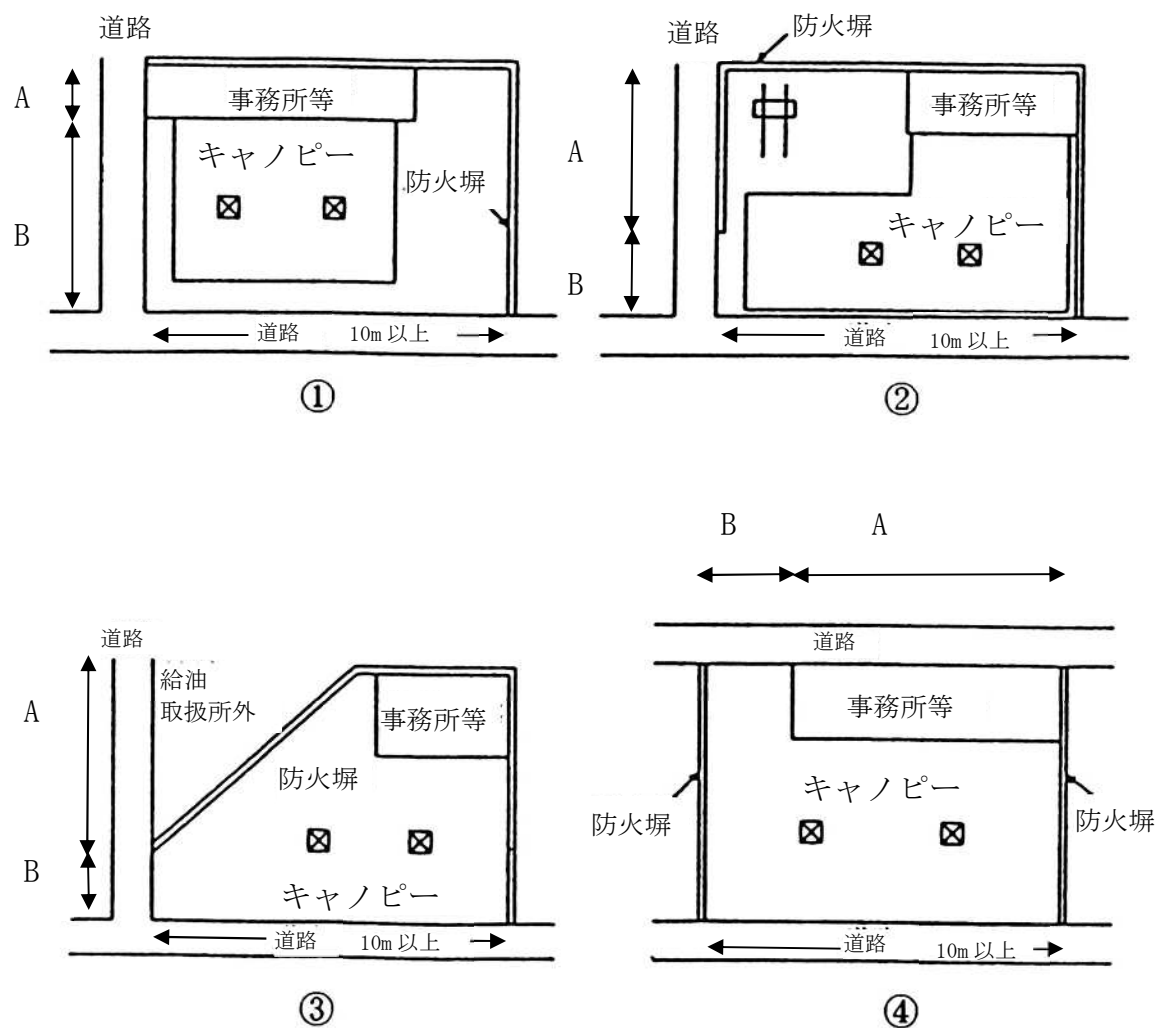
(9) 上屋等のはりの耐火措置

床面からはり下端までの高さが 4m 以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料で造られた天井があるものについては、通常の火災の加熱に 1 時間以上耐える性能を有するものに該当するものであること。*

(10) 二方開放

政令第 17 条第 2 項第 9 号に規定する「自動車等の出入りする側に面するとともに、壁を設けないこと」については、省令第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の用途に供する部分(油庫、ポンプ室及び機械室を除く。)の 1 階の二方が対象となるものであること。(第 14-26 図) [H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]

第 14 給油取扱所



注) 二方開放の条件として、 B は 6m 以上かつ $B \geq \frac{2}{3} \cdot (A+B)$ であること。
 * つまり、①は二方開放、②～④は一方開放の例図である。

第 14-26 図 二方開放及び一方開放の例

(11) 通風及び避難のための空地

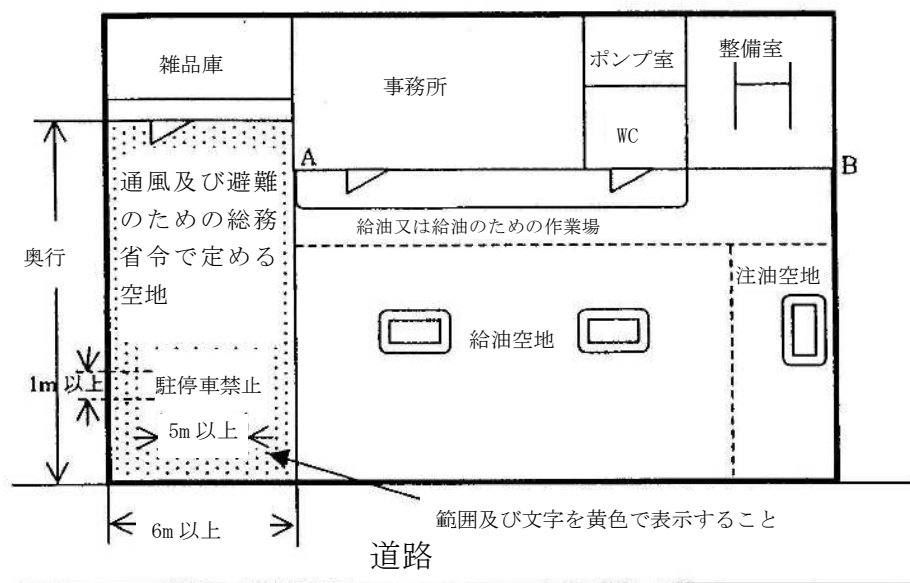
省令第 25 条の 8 に規定する「通風及び避難のための空地」は、次によること。

ア 当該空地は給油を受ける自動車等が出入りするための空地と重複しないように設けること。[H1. 3. 15 元消導第 39 号の 2]

イ 空地の奥行きは、第 14-27 図中、 AB 線の延長線以上とすること。*

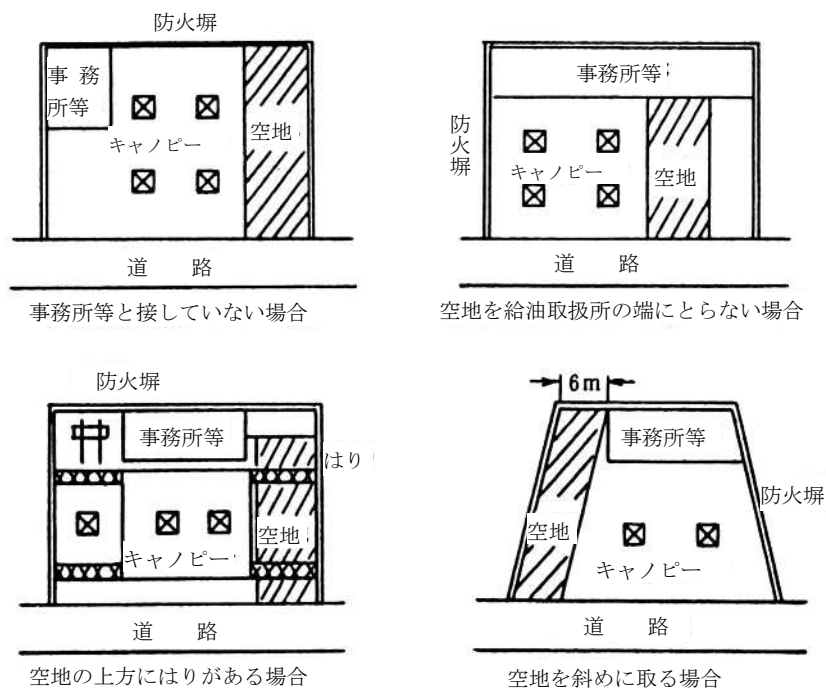
ウ 当該空地は、危険物が流入せず、かつ、避難上支障とならない構造とした場合に限りコンクリート舗装に替えてアスファルト舗装とすることができる。

[H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]



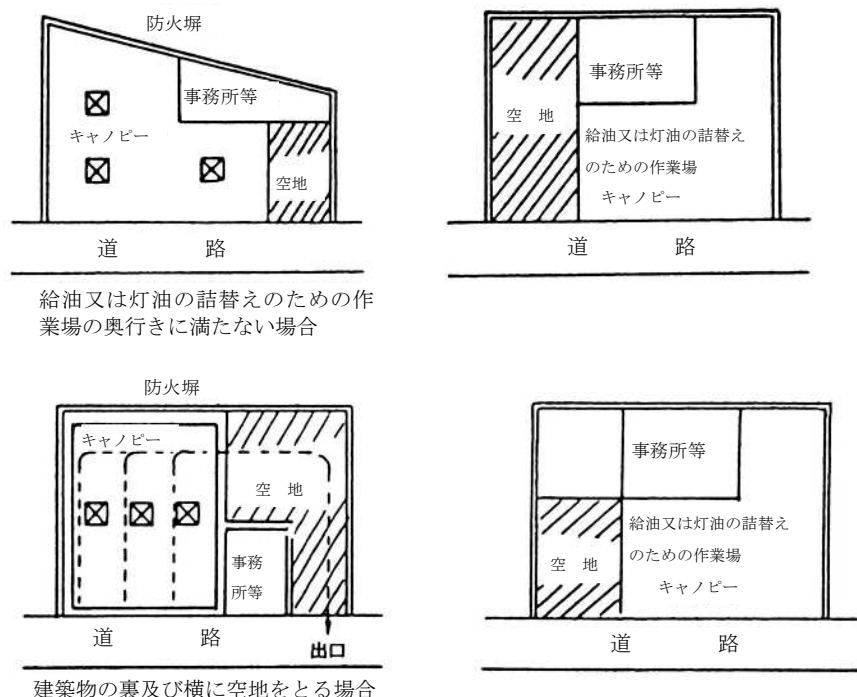
第 14-27 図 通風及び避難のための空地

エ 当該空地に該当するか否かは、第 14-28 図及び第 14-29 図により判断するものとする。[H1.5.30 元消導第 79 号の 2]



第 14-28 図 二方開放代替空地として認められる場合

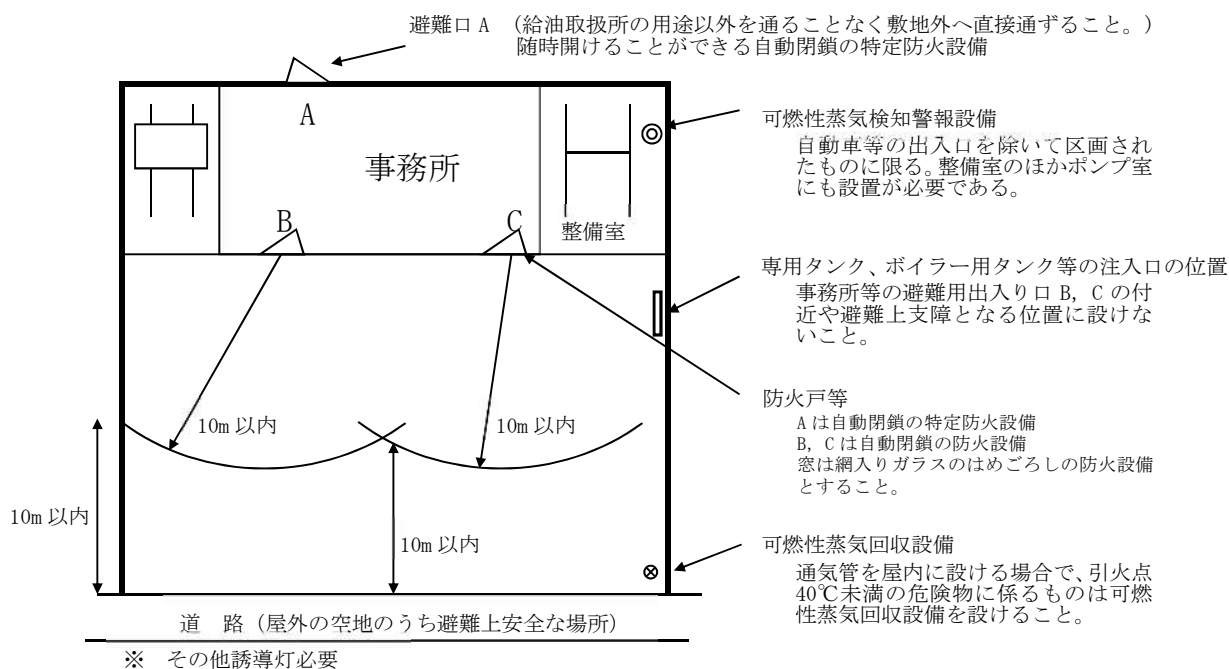
第 14 給油取扱所



第 14-29 図 二方開放代替空地として認められない場合

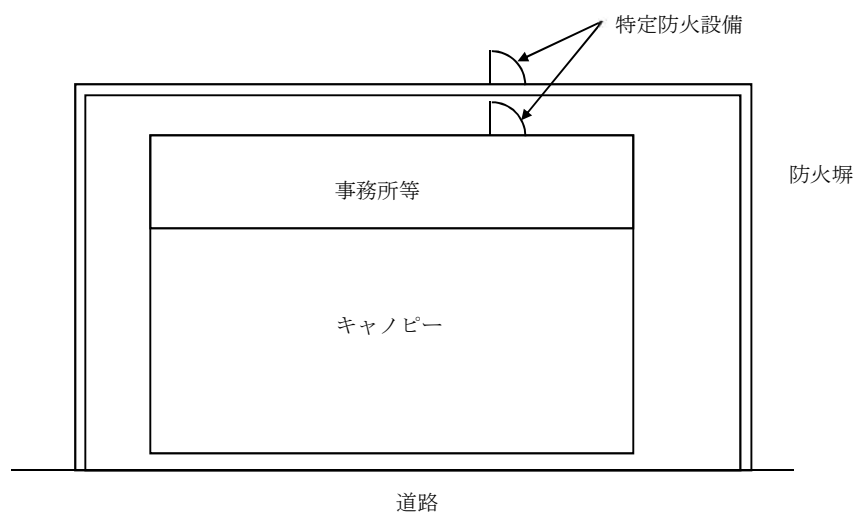
(12) 一方開放の屋内給油取扱所に講ずる措置

ア 省令第 25 条の 9 柱書きに規定する措置は、第 14-30 図の例によること。この場合において、「敷地外に直接通ずる」とは、給油取扱所以外の用途部分を通ることなく直接避難できることをいうものであること。なお、図 14-31 図の避難口は避難口と解することができないものである。〔H1.5.30 元消導第 79 号の 2〕



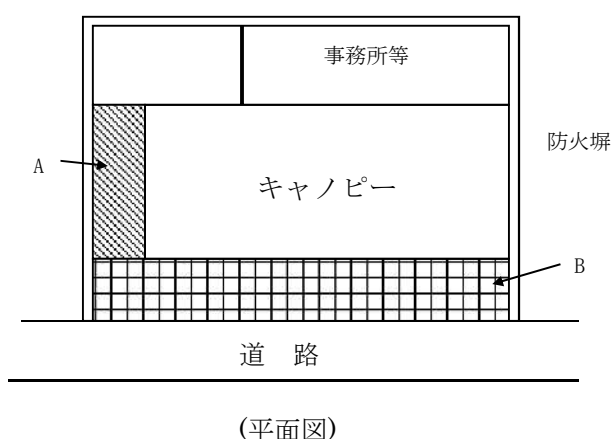
第 14-30 図

第 14-31



第 14-31 図 避難口と解することができないものの例

イ 省令第 25 条の 9 第 1 号ロに規定する「避難上安全な場所」について、第 14-32 図の A の部分は該当せず、B の部分は該当するものであること。[H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]



第 14-32 図 避難上安全な場所に該当しない部分

ウ 省令第 25 条の 9 第 4 号に規定する「床又は壁(シャッターを含む。)で区画された整備室」とは、自動車等の出入口を除いて区画されたものをいう。[H1. 3. 15 元消導第 39 号の 2、H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]

エ 省令第 25 条の 9 第 4 号に規定する「可燃性の蒸気を検知する設備」は、次によること。[H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]

(ア) 可燃性蒸気の漏えいを検知し、一定の濃度に達した場合警報を発するもので、おおむね次の機能を有するものであること。

a 警報設定値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、おおむね

第 14 給油取扱所

爆発下限界の 4 分の 1 以下の値であること。

b 防爆性能を有すること。

c 警報を発した後は、濃度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。

(イ) 警報設備検知部の取付場所は、ためます上部等のおおむね地盤面から 15cm 以下の可燃性蒸気を有効に検知できる位置とすること。

(ウ) 受信機の取付場所及び警報音の発する場所は常時従業員等がいる事務所等とすること。

オ 省令第 25 条の 9 第 5 号に規定する「固定給油設備等に対する自動車等の衝突防止措置」とは、固定給油設備等を懸垂式としたもの、地上式固定給油設備等の周囲に金属製パイプ等による保護柵を設けたもの、又はアイランドの高さを 15cm 以上としたもの等の措置をいう。[H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]

(13) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴、くぼみ＊

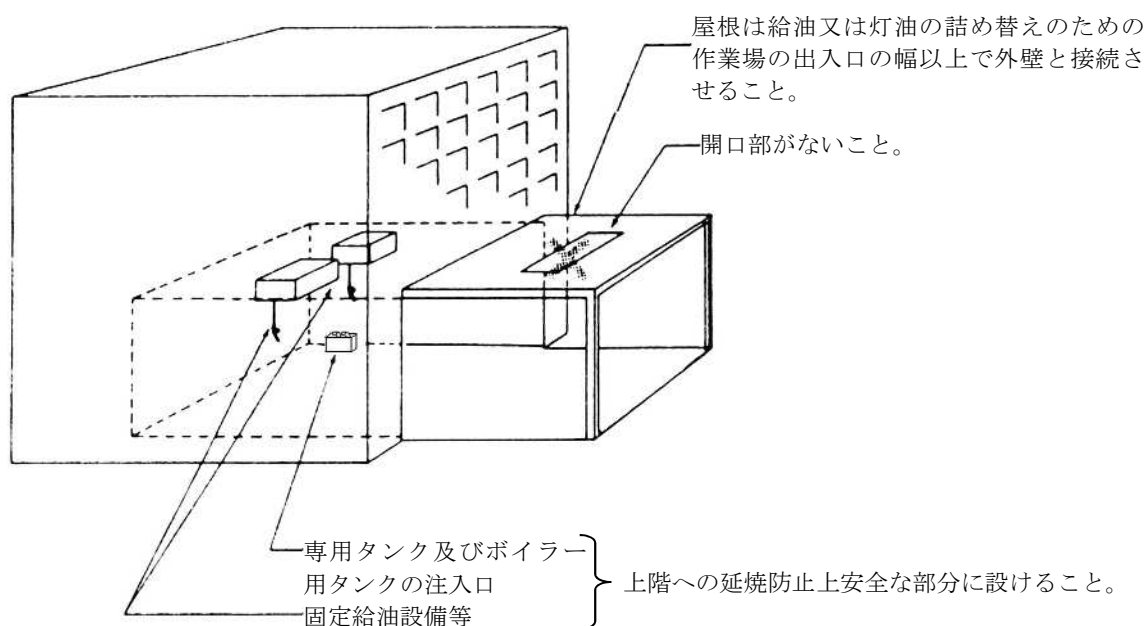
政令第 17 条第 2 項第 10 号に規定する「可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等」とは、オートリフト収納用地下ピット等深さがおおむね 20cm 以上のものをいう。ただし、ポンプ室等のためますにあっては、この限りでない。

なお、可燃性蒸気を有効に排出できる排出設備を設置する場合は、この限りでない。

(14) 上部に上階を有する屋内給油取扱所において講ずる措置 [H1. 3. 15 元消導第 39 号の 2、H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]

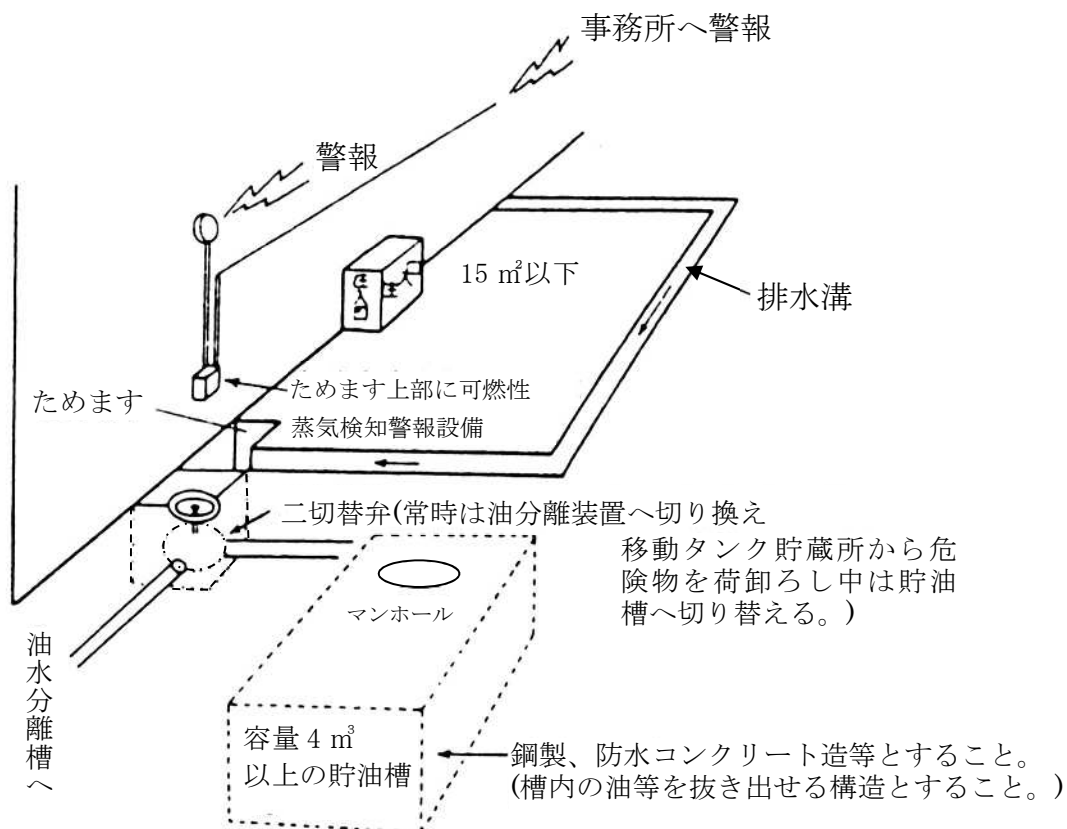
ア 省令第 25 条の 10 第 1 号に規定する「上階への延焼防止上安全な建築物の部分に設けること」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口(危険物漏えい局限化設備を含む。)及び固定給油設備等を上屋(上階がある場合は上階の床)内に設けることをいう。

イ 省令第 25 条の 10 第 1 号に規定する「延焼防止上有効な屋根」とは、給油又は注油のための作業場の出入口の幅以上で建築物の外壁と接続し、当該屋根には、採光用の窓等の開口部が無いものをいう。(第 14-33 図)



第 14-33 図 延焼防止上有効な屋根等

ウ 省令第 25 条の 10 第 2 号に規定する「危険物漏えい局限化設備及び収容設備」は、第 14-34 図の例による構造とすること。



第 14-34 図 危険物漏えい局限化設備及び収容設備

第 14 給油取扱所

エ 省令第 25 条の 10 第 2 号に規定する「可燃性蒸気検知警報設備」は、前記(12)・エの例によること。[H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]

オ 省令第 25 条の 10 第 4 号に規定する「上階の開口部」とは、建築物の給油又は灯油の詰め替えのための作業場の用途に供する部分の開口部の直上部とする。
[H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2]

カ 省令第 25 条の 10 第 4 号に規定する上階への延焼防止措置は、第 14-35 図の例によるほか、次によること。

(ア) 耐火性能を有するひさしの耐火性能とは、30 分以上の耐火性能をいうものであること。[H1. 3. 15 元消導第 39 号の 2]

(イ) 上階の外壁から水平距離 1.5m 以上張り出たひさし等の設置が困難なものには、上階の外壁から水平距離 1.0m 張り出たひさし等及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができるものであること。**(特例)**

a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2.5m 以下ごとに 1 個設けること。この場合、はり等により散水が妨げられるおそれのある場合は、有効に散水できるようドレンチャーヘッドを増設すること。

[H1. 3. 15 元消導第 39 号の 2] *

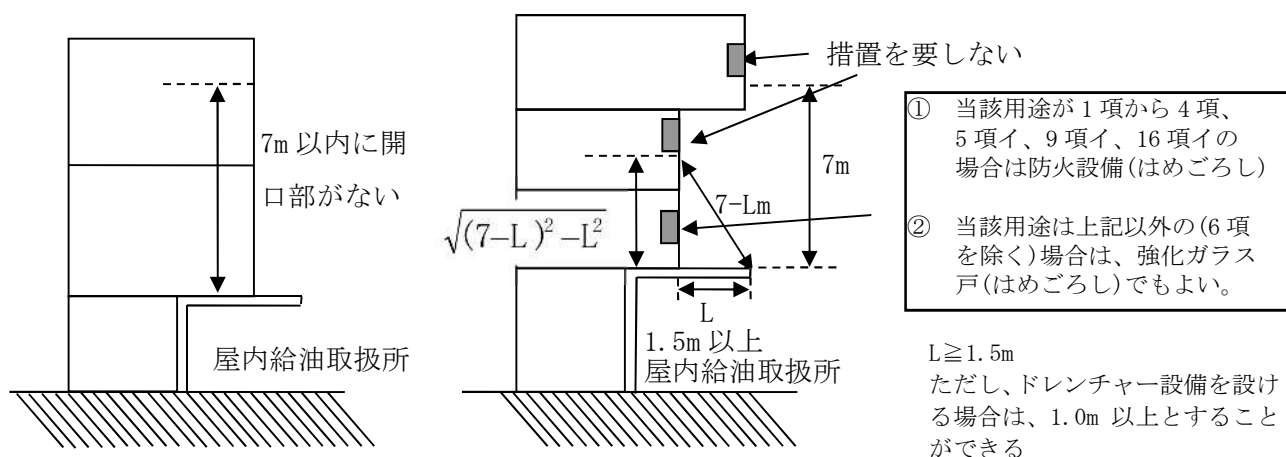
b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3 m³を乗じて得た量以上の量となるように設けること。[H1. 3. 15 元消導第 39 号の 2]

c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 0.3MPa 以上で、かつ、放水量が 130L 毎分以上の性能のものとすること。[H1. 3. 15 元消導第 39 号の 2]

d ドレンチャー設備の加圧送水装置、電源、配線等は、省令第 32 条による屋内消火栓設備の例によること。*

e ドレンチャーには別記 29・第 2・6 の例により予備動力源を設けること。
[H1. 5. 30 元消導第 79 号の 2] *

(ウ) 「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」とは、JIS R 3206 に定める「強化ガラス」を用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること。[H1. 3. 15 元消導第 39 号の 2]



第 14-35 図 上階への延焼防止措置

4 航空機給油取扱所

省令第 26 条の規定によるほか、建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合は「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」(平成 28 年 1 月 6 日付け 27 消導第 186 号)によること。

5 船舶給油取扱所

省令第 26 条の 2 の規定によるほか、省令第 26 条の 2 第 3 項第 3 号の 2 に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、第 14-5 表のタンク容量の区分に応じた量を保有すること。[H20.5.28 20 消導第 66 号]

第 14-5 表

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	吸着できる危険物の量
タンクの容量 30kL 未満のもの	0.3kL 以上
タンクの容量 30kL 以上 1,000kL 未満のもの	1kL 以上
タンクの容量 1,000kL 以上のもの	3kL 以上

6 圧縮天然ガス等充てん設備設置の給油取扱所

政令第 17 条第 3 項第 4 号に規定する「圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充てんするための設備を設ける給油取扱所」の位置、構造及び設備は、設置される状況に応じ省令第 27 条の 3 または省令第 26 条の 4 の規定によるほか、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(平成 29 年 2 月 28 日付け 28 消導第 167 号)によること。

第 14 給油取扱所

7 水素充てん設備設置の給油取扱所

政令 17 条第 3 項第 5 号に規定する「水素を充てんするための設備を設ける給油取扱所」の位置、構造及び設備は、省令第 27 条の 5 の規定によるほか、『「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」の一部改正について』（令和元年 9 月 20 日付け 31 消規第 151 号）及び「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」（平成 24 年 6 月 21 日付け 24 消導第 79 号（H24.12.21 24 消導第 159 号により一部改正））によること。

8 自家用給油取扱所

自家用給油取扱所の基準は、省令第 28 条の規定によるほか前記 2 又は 3 の例及び次のとおりとする。

- (1) 給油空地は、自動車等が空地からはみ出したまま給油することのないよう自動車等の大きさに応じた広さとすること。＊
- (2) 前記(1)の空地は、給油に必要な用途以外の用途と共用しないこと。＊
- (3) 固定給油設備又は簡易タンクは、当該給油取扱所の周囲に設ける排水溝から 2m 以上の間隔を保って設置してあること。ただし、最大給油ホース全長が 3m を超える地上式の固定給油設備にあつては最大給油ホース全長に応じて、第 14-6 表中にある L_1 以上の間隔を保って設置してあること。＊

第 14-6 表

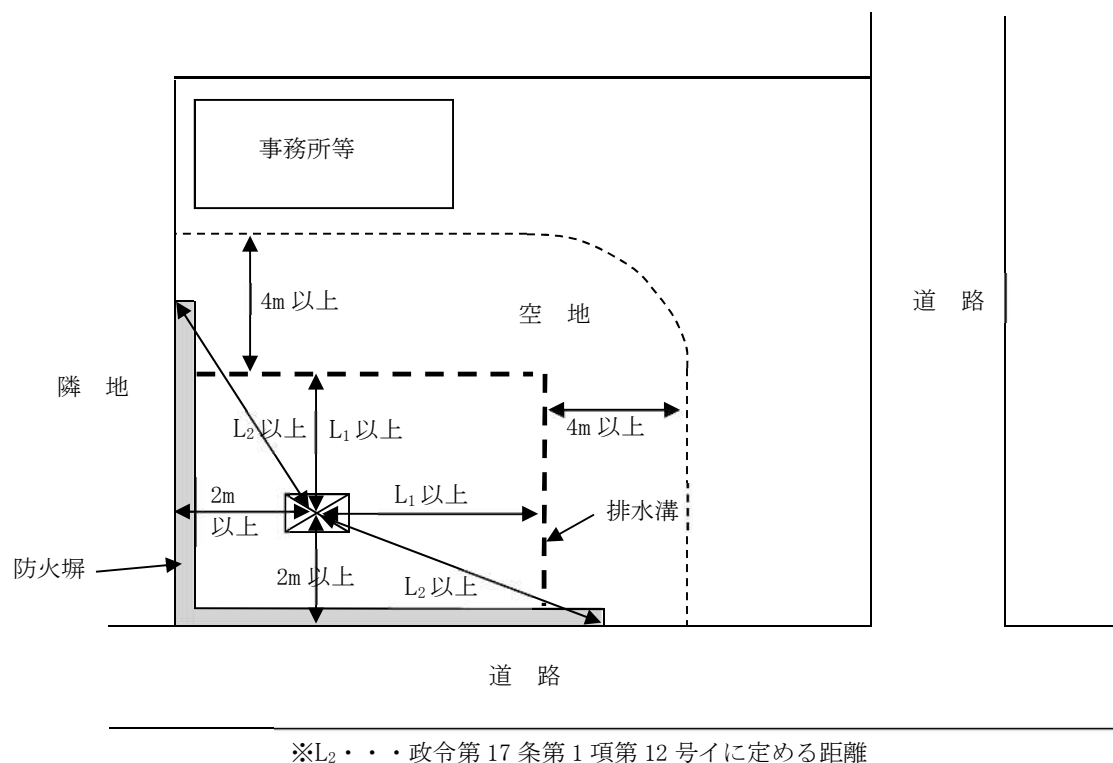
最大給油ホース全長	排水溝との間隔(L_1)
3m を超え 4m 以下	3m 以上
4m を超え 5m 以下	4m 以上

- (4) 観光バス等の自動車内冷暖房用燃料タンクへ給油するため、固定給油設備に接続された灯油の専用タンクを設けることについては差し支えないものとする。＊
- (5) 政令第 17 条第 1 項第 19 号の規定により「塀又は壁」を設ける場合は、前記 2・(13)の例によること。(この場合、当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の所有する同一の敷地にある建築物は、省令第 25 条の 4 の 2 第 2 号に定める「当該給油取扱所に隣接する敷地に存する建築物」に該当しないものとする。) ＊
- (6) 道路境界線に政令第 17 条第 1 項第 19 号に定める「塀」を設けたときは、固定給油設備と当該塀との間隔を 2m 以上とすることをもって足りる。この場合、塀の先端と、固定給油設備の距離は、政令第 17 条第 1 項第 12 号イに定める距離(第 14-34 図中、 L_2)以上の距離とすること。＊
- (7) 政令第 17 条第 1 項第 19 号の規定による「塀又は壁」は、当該給油取扱所の敷地の端である排水溝を起点に、幅 4m 以上の乗り入れのための空地を保有し、かつ、自

動車等の出入りが可能な場合は設けないことができるものとする。(第 14-36 図)

なお、当該空地は、同号の規定による「自動車等の出入りする側」とみなすための措置であるため、給油取扱所の範囲には含まれない。＊

- (8) 隣地境界線に政令第 17 条第 1 項第 19 号の規定により「塀又は壁」を設ける場合は、塀の先端は、前記(6)の例により設けるものとする。＊



第 14-36 図 自家用の給油取扱所（屋外）の防火塀及び空地の例

- (9) 簡易タンクに給油のための設備を設ける場合は、第 11(簡易タンク貯蔵所の基準)の例によるほか、次のアからウまでによること。＊

ア 簡易タンクに至る電気配線は、原則として地中配線とし、露出部分は金属管に収納してあること。

イ 簡易タンクから 0.5m 離れた位置に高さ 0.8m 以上の金属製防護柵が設けてあること。

ウ 簡易タンクの注入口には、結合金具が設けてあること。

- 9 メタノール若しくはエタノール又はこれらを含むものを取り扱う給油設備設置の給油取扱所

政令第 17 条第 4 項に規定する「メタノール若しくはエタノール又はこれらを含むものを取り扱う給油設備を設置する給油取扱所」の位置、構造及び設備は、設置される状況に応じ省令第 28 条の 2 から第 28 条の 3 によるほか「メタノール等を取扱う給油取扱所に係る規定の運用について」(平成 6 年 4 月 8 日付け 6 消導第 90 号の

第 14 給油取扱所

2)、別記 26「エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る運用基準」によること。

10 セルフ給油取扱所

政令第 17 条第 5 項に規定する「顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所(セルフ給油取扱所)」の位置、構造及び設備の基準は、設置される状況に応じ省令第 28 条の 2 の 5 から第 28 条の 2 の 8 の規定によるほか、別記 25「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用基準」によること。

11 消火設備の設置方法 *

給油取扱所の消火設備の設置方法は、次によること。

(1) 著しく消火困難となる給油取扱所

ア 上階に他用途が存する一方開放の屋内給油取扱所

次の(ア)により第 3 種固定泡消火設備、(イ)により第 4 種消火設備及び(ウ)により第 5 種消火設備を設けること。

(ア) 第 3 種固定泡消火設備

その放射能力範囲が固定給油設備等を中心とした半径 3m の範囲及び漏えい局限化設備を包含するように設けること。

(イ) 第 4 種消火設備(大型消火器)

その放射能力範囲が可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物を包含(歩行距離 30m 以内)するように設けること。

(ウ) 第 5 種消火設備

a 危険物に対する所要本数

$$\frac{\text{危険物指定数量の倍数} \times 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = A(\text{本})$$

b 建築物及び工作物に対する所要本数

建築物の外壁が耐火構造 延べ面積 100 m²につき 1 所要単位

建築物の外壁が耐火構造以外 延べ面積 50 m²につき 1 所要単位

工作物は水平最大面積を建坪とみなして、建築物の例により所要単位を算定する。

$$\frac{\text{建築物(及び工作物)の延べ面積/(100 又は 50)}}{\text{消火器の能力単位}} = B(\text{本})$$

c 電気設備に対する所要本数

電気設備のある場所 100 m²につき 1 本

1 本以上 = C(本)

d 必要本数 A+B+C 以上

イ アを除く顧客自ら給油等をさせる給油取扱所(アを除くセルフ給油取扱所)

次の(ア)により第 3 種固定泡消火設備、(イ)により第 4 種消火設備及び(ウ)により第 5 種消火設備を設けること。

(ア) 第 3 種固定泡消火設備

第 3 種固定泡消火設備の設置に関しては、別記 29「消火設備・警報設備の基準」によること。

ただし、固定注油設備には設置を要さないものであること。

(イ) 第 4 種消火設備(大型消火器)

その放射能力範囲が建築物その他工作物及び危険物(第 3 種の消火設備により包含されるものを除く。)を包含(歩行距離 30m 以内)するように設けること。

(ウ) 第 5 種消火設備

a 危険物に対する所要本数

$$\frac{\text{危険物指定数量の倍数} \times 1/10 \times 1/5}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本)}$$

b 電気設備に対する所要本数

電気設備のある場所 100 m²につき 1 本

1 本以上 = B(本)

c 必要本数 A+B 以上

(2) 消火困難となる給油取扱所(上記以外の屋内給油取扱所)

次のアにより第 4 種消火設備を、イにより第 5 種消火設備を設置すること。

ア 第 4 種消火設備

その放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離 30m 以内)するように設けること。

イ 第 5 種消火設備

(ア) 危険物に対する所要本数

$$\frac{\text{危険物指定数量の倍数} \times 1/10 \times 1/5}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本)}$$

第 14 給油取扱所

(イ) 電気設備に対する所要本数

電気設備のある場所 100 m²につき 1 本

1 本以上 = B(本)

(ウ) 必要本数 A+B 以上

(3) その他の給油取扱所

次のアからウの合計本数以上の第 5 種の消火設備を設置すること。

ア 建築物の所要能力単位

建築物の外壁が耐火構造 延べ面積 100 m²につき 1 所要単位

建築物の外壁が耐火構造以外 延べ面積 50 m²につき 1 所要単位

$$\frac{\text{建築物(及び工作物)の延べ面積/(100 又は 50)}}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本)}$$

イ 危険物に対する所要単位

$$\frac{\text{危険物指定数量の倍数} \times 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本)}$$

ウ 電気設備に対する所要本数

電気設備のある場所 100 m²につき 1 本

1 本以上 = C(本)

エ 必要本数 A+B+C 以上